明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕

○奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令（二九七）　二
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九八）
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二九九）

〔告　示〕

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人山梨県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委二八）　三
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二九一、二九二）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（政治資金適正化委五二）
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務四三九）
○日本国に帰化を許可する件（同四四〇）
○重要無形文化財の保持者の認定及び指定が解除された件（文部科学一二八）
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産二〇二六～二〇二九）
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき、学校の認定を取り消した件（経済産業一六八）　五
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（国土交通九五五）　四
○道路に関する件（中部地方整備局一一六）　三

〔国会事項〕

国家公安委員会　警察庁　金融庁　六

〔人事異動〕

国家公安委員会　警察庁　金融庁　六

〔皇室事項〕

労働　六

〔官庁報告〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（近畿地方交通審議会、沖縄同）　七

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　八

会社その他　二九

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第二九七号）（国土交通省）

1　主務大臣の立入検査の権限のうち奄美群島振興開発基金の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任することとした。ただし、主務大臣は、当該委任した権限を自ら行うことを妨げないこととした。（第二四条関係）

2　内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限は、九州財務局長に委任することとした。ただし、金融庁長官は、当該委任した権限を自ら行うことを妨げないこととした。（第二五条関係）

3　鹿児島県が処理する事務から、内閣総理大臣に委任された権限に属する事務を除くこととした。（第二六条関係）

4　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

**◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二九八号）（環境省）

1　特定外来生物となる外来生物としてゴケグモ属に属する種の一部を追加することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

**◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令**（政令第二九九号）（防衛省）

1　平成二七年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合の償還金の算定の基礎となる金額を四、三八七万円とすることとした。（別表第一一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。